

旭川医科大学図書管理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年6月9日図書館長裁定)

旭川医科大学図書管理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学図書管理細則（平成16年6月3日図書館長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(除却)	(除却)
第6条 資産管理責任者は、図書が次の各号の一に該当する場合は、図書台帳から削除するものとする。	第6条 資産管理責任者は、図書が次の各号の一に該当する場合は、図書台帳から削除するものとする。
(1) 災害、盗難等により滅失したとき	(1) 災害、盗難等により滅失したとき
(2) 修理が不可能若しくは著しく損耗し、使用に耐えられないとき	(2) 修理が不可能若しくは著しく損耗し、使用に耐えられないとき
(3) 陳腐化等により使用が見込まれないとき	(3) 陳腐化等により使用が見込まれないとき
<u>(4) 重複図書で、保存の必要がないと認められるとき</u> （新設）	
<u>(5) 改訂又は改版等により、利用価値を失い、かつ、保存の必要がないと認められるとき</u> （新設）	
<u>(6) 所在が不明である事が判明したとき</u>	<u>(4) 所在が不明である事が判明したとき</u>
(略)	(略)
附 則	
<u>この細則は、令和5年6月9日から適用する。</u>	
【改正理由】	
重複図書、改訂または改版図書などにより不用となった図書の除却を要するため、所要の改正を行うものである。	